

藤沢市教育委員会12月定例会 会議録

日 時 2024年(令和6年)12月19日(木)
午後5時00分～5時22分
場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について(藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について)
- 5 議事
 - (1) 議案第44号 藤沢市図書館に関する規則の一部改正及び廃止について
 - (2) 議案第45号 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正及び廃止について
 - 議案第46号 藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正及び廃止について
 - 議案第47号 藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部改正について
 - 議案第48号 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について
 - (3) 議案第49号 藤沢市公民館条例施行規則の廃止について
- 6 その他
 - (1) いじめ重大事態の調査結果の報告について
- 7 閉会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 飯 盛 義 徳
- 3 番 種 田 多化子
- 4 番 石 井 由 佳
- 5 番 井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	川 口 浩 平	生涯学習部長	板 垣 朋 彦
教育部参事	坪 谷 麻 貴	生涯学習部参事	横 田 隆 一
教育部参事	加 藤 財 英	生涯学習総務課主幹	田 高 敏 也
教育総務課主幹	小 門 前 清 彦	生涯学習総務課課長補佐	三 部 梨加子
		スポーツ推進課長	浅 野 智 一
		スポーツ推進課課長補佐	佐 藤 崇 幸
		総合市民図書館長	石 塚 義 之
書 記	高 瀬 有 希		

午後 5 時00分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 12月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、3番の種田委員、4番の石井委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番の種田委員、4番の
石井委員をお願いをいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。
何かございますでしょうか。

(訂正、修正等発言：なし)

特にないようですので、了承することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、教育長報告を行います。

(1)「臨時代理の報告について(藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について)」、報告を行います。

報告の内容につきましては、事務局から、ご説明をいたします。

川口教育部長。

川口教育部長 それでは、議案書の1ページをごらんください。(議案書参照)

右肩に「教育委員会12月定例会 教育長報告(1)」と記してごさいます。表題「臨時代理の報告について(藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に係る意見について)」につきまして、ご説明をいたします。

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項「教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。」との規定により、臨時に代理したことから、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

1ページの中ほどから後段の「臨時代理書」につきましては、記載の

とおりでございます。

教育長の臨時代理による決定を行った議案第43号につきましては、3ページをごらんください。

藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、市議会議長から意見を求められたので、本教育委員会として、原案に同意をする旨、11月29日付で提出したものでございます。

「提案理由」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」との規定により、市議会議長から意見を求められたことによるものでございます。

当該条例の内容につきましては、議案書4ページにお移りをいただきまして、(1)から(4)に記載の、社会教育に関する事務を市長が管理し、及び執行することを定めたものでございます。

なお、提出した回答文につきましては、5ページをごらんいただきまして、記載のとおりでございます。

このことに関する市議会議長からの依頼文につきましては、6ページに添付してございます。

また、令和6年12月市議会定例会に提出された議案58号につきましては、7ページから10ページに記載のとおりでございます。

以上で、教育長報告(1)「臨時代理の報告について」の説明を終わります。

岩本教育長 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、この報告を終わりにいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 議事に入ります前に、「その他」の(1)「いじめ重大事態の調査結果の報告について」は、個人情報にかかわる案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書の規定により、非公開の取扱いとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、「その他(1)」につきましては、後ほど非公開での取扱いといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、議事に入ります。

議案第44号「藤沢市図書館に関する規則の一部改正及び廃止について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。石塚総合市民図書館長。

石塚総合市民図書館長 議案44号「藤沢市図書館に関する規則の一部改正及び廃止について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の11ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、公共施設予約システムの導入に伴い、施設の使用に係る登録及び施設の使用許可の申請手続等の取扱いを変更するため、所要の改正をする必要によるとともに、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要によるため、ご提案申し上げます。

次に、「改正内容」について、ご説明申し上げます。14ページ、新旧対照表をごらんください。

第11条の2につきましては、施設の使用に係る登録に関する規定を新たに加えるもので、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により手続を行うものとするものでございます。

次に、第12条につきましては、施設の使用許可の申請手続等について、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により手続を行うもの、と改めるもので、第12条の2第4項につきましては、「施設の入場口において」を削除するものでございます。

第13条の2につきましては、施設使用の取りやめの届出について、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により手続を行うものとするものでございます。

第25条につきましては、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものでございます。

次に、公布文の13ページにお戻りください。

施行日につきましては、藤沢市図書館に関する規則の改正は、令和7年1月6日施行で、教育に関する事務の職務権限移管に伴う規則の廃止は、令和7年4月1日に施行いたします。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定に基づき、市所管規則として同様の内容の規則を今後制定いたします。

以上で、議案第44号「藤沢市図書館に関する規則の一部改正及び廃止について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第44号につきまして、ご意

見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第44号「藤沢市図書館に関する規則の一部改正及び廃止について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第45号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正及び廃止について」、議案第46号「藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正及び廃止について」、議案第47号「藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部改正について」及び議案第48号「藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について」につきましては、関連がありますので一括して上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。浅野スポーツ推進課長。

浅野スポーツ推進課長 議案第45号「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正及び廃止について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の17ページをごらんください。

今回、この議案をご提出いたしますのは、公共施設予約システムの更新に伴い、施設等の使用に当たっての団体登録、使用許可及び利用料金の還付の取扱いを変更するため、所要の改正をするとともに、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要によるため、ご提案を申し上げるものでございます。

18ページの公布文をごらんください。藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する等の規則第1条につきましては、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

公布文22ページをごらんください。第2条につきましては、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則を廃止するものです。

次に、第1条に係る改正内容について、ご説明申し上げます。23ページの新旧対照表をごらんください。

第5条につきましては、団体登録の手続について、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により手続を行うものでございます。

第6条から第11条までにつきましては、施設等の使用申請、使用許可、使用の取りやめ等について、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、手続を行うものでございます。

第12条から第16条までは削り、以降の条は繰り上げをするものでござ

います。

第13条につきましては、利用料金の減免手続きに係る帳票の名称を改めるものでございます。

第14条につきましては、利用料金の還付の規定を改めるものでございます。

第16条につきましては、使用時間外の時間に係る使用許可の手続を改めるものでございます。

第19条につきましては、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものでございます。

続きまして、公布文22ページにお戻りください。

附則につきましては、施行日を、第1条の改正につきましては、令和7年1月6日とし、第2条の廃止につきましては、令和7年4月1日からとするものでございます。

また、改正につきましては、令和7年4月1日以後の施設等の使用について適用するとともに、現在の団体登録については、令和7年3月31日をもって納付済の利用料金の還付手続以外の効力を失うものとするものでございます。

以上で、議案第45号についての、ご説明を終わらせていただきます。

次に、議案第46号「藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正及び廃止について」、ご説明申し上げます。（議案書参照）

議案書の36ページをごらんください。

今回、この議案をご提出いたしますのは、議案第45号と同様に、公共施設予約システムの更新に伴い、施設を使用するに当たっての団体登録、使用申請、使用許可及び利用料金の還付の取扱い等を変更するため、所要の改正をするとともに、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規則を廃止する必要によるため、ご提案を申し上げます。

改正内容については、議案第45号と重複するため、割愛させていただきます。

以上で、議案第46号についての、ご説明を終わらせていただきます。

次に、議案第47号「藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則の一部改正について」、ご説明申し上げます。（議案書参照）

議案書の53ページをごらんください。

今回、この議案をご提出いたしますのは、公共施設予約システムの更新に伴い、照明設備の使用に係る手続及び使用料の取扱いを変更するた

め、所要の改正をする必要によるため、ご提案を申し上げるものでございます。

次に、「改正内容」について、ご説明申し上げます。56ページの新旧対照表をごらんください。

第2条につきまして、使用することができるものの規定について、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、特別利用の許可を受けたものとするものでございます。

第3条につきましては、照明設備の使用申請について、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、手続を行うものとするものでございます。

第4条につきましては、利用料金の減免手続に係る帳票の名称を改めるものでございます。

第5条につきましては、利用料金の還付の規定を改めるものでございます。

第7条につきましては、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものでございます。

続きまして、公布文55ページにお戻りください。

附則につきましては、施行日を、令和7年1月6日とするものでございます。また、令和7年4月1日以後の照明設備の使用についての適用をするものでございます。

以上で、議案第47号についての、ご説明を終わらせていただきます。

次に、議案第48号「藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の59ページをごらんください。

今回、この議案をご提出いたしますのは、公共施設予約システムの更新に伴い、学校屋外夜間照明設備の特別利用に係る手続の変更等をするため、所要の改正をする必要によるため、ご提案を申し上げるものでございます。

次に、「改正内容」について、ご説明申し上げます。63ページの新旧対照表をごらんください。

第4条につきましては、学校プール開放事業を、令和5年度をもって廃止したことから、学校プール開放に伴う管理指導員の規定を削除するものでございます。

第7条から第11条まで、及び第14条、第15条につきましては、照明設備を使用して開放施設を利用する特別利用に係る施設を利用することが

できる団体の規定、団体登録の手続、使用申請、使用許可、使用の取りやめ等について、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、手続を行うものとするものでございます。

第17条は、改正に伴い文言を整理するもので、第19条につきましては、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものでございます。

続きまして、公布文62ページにお戻りください。

附則につきましては、施行日を、令和7年1月6日とするものでございます。また、令和7年4月1日以後の施設の使用についても適用するとともに、現在の団体登録については、令和7年3月31日をもって効力を失うものとするものでございます。

以上で、議案第48号についての、ご説明を終わらせていただきます。

議案第45号から議案第48号までにつきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第45号、46号、47号及び48号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第45号、46号、47号及び48号については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第49号「藤沢市公民館条例施行規則の廃止について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。横田生涯学習部参事。

横田生涯学習部参事

議案第49号「藤沢市公民館条例施行規則の廃止について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の69ページをごらんください。

今回、この議案を提出いたしましたのは、市民センターとの一体化により、藤沢市公民館条例を廃止することに伴い、関係する規則を廃止する必要あるものでございます。

11月の教育委員会定例会でご審議の上、ご決定いただきました議案「藤沢市公民館条例の廃止」につきまして、12月16日の藤沢市議会本会議において可決されたことに伴い、藤沢市公民館条例施行規則も廃止し、施

行日は、令和7年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第49号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第49号「藤沢市公民館条例施行規則の廃止について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は全て終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[該当委員 なし]

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。

次回の会議でございますが、1月16日、木曜日、午後4時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、1月16日、木曜日、午後4時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

以上で、本日の公開での審議日程は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ご退席いただきますよう、お願いいたします。

午後5時22分 閉会